

公 示 日：2025年12月17日（水）

調達管理番号：25a00798

国 名：ネパール国

担当部署：ネパール事務所

調達件名：ネパール国投資開発アドバイザー業務

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

## 1. 担当業務、格付、期間等

- (1) 担当業務：投資開発アドバイザー業務
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務
- (4) 全体期間：2026年2月中旬から2028年2月中旬
- (5) 業務人月：14人月
- (6) 業務日数：

- ・第1次 準備業務 10日、現地業務 75日、整理業務 1日

本業務においては計8回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次渡航を除いては具体的な調査業務日程は提案が可能です。

現地業務期間等の具体的条件については、「6. 業務上の特記事項」を参照願います。

## 2. 業務の背景

ネパールは、新型コロナウイルス感染症拡大前まで過去10年間、年平均5%程度で安定的に成長を続けてきたが、1人当たりGNI（ドル換算額）は1,470ドルと、他の南アジア諸国（スリランカ3,860ドル、バングラデシュ2,820ドル、インド2,650ドル、パキスタン1,430ドル）と比較して低位にとどまっている（世銀、2024）。ネパールの国内産業を見ると観光業を含むサービス業（GDP比約62.9%）と農林水産業（同比約24.6%）が大きな比重を占めている（ネパール中央銀行、2023/24年度暫定

値）。一方、外国直接投資（FDI）は 155 百万ドル/年と他の南アジア諸国（インド 27,140 百万ドル、パキスタン 2,726 百万ドル、バングラデシュ 1,508 百万ドル、スリランカ 761 百万ドル）と比べて低い水準にある（世銀、2024）。

ネパールは中国とインドに四方を囲まれた内陸国であり、平野部から中山間地帯、山岳地帯、高山地帯等、国土全体で起伏が大きい不利な地理的条件やインフラの未整備等により、海外からの直接投資が停滞し、観光業を含むサービス業以外での雇用吸収力や国際競争力の高い基幹産業の発展が妨げられている。こうした状況を受け、若年層の多くが海外に出稼ぎに出ており、海外送金は GDP 比 25.3% に上る（世銀、2024 年度）。今後、海外からの帰国労働者や国内の人口増加により国内の雇用需要が上がることが想定され、国内産業を育成・多角化することで、特定産業や海外送金に依存した経済構造から脱却する必要がある。また、国内産業の育成・多角化にあたっては、外国直接投資等を通じた海外からの資本流入・技術移転の促進、官民連携（PPP）モデルを活用した国内外の民間投資導入による公共インフラ開発が必要とされている。

上記の状況下、ネパール政府は第 16 次 5 カ年計画（2024/25-2028/29 年度）において、中長期的には国内産業を育成し、国内雇用の創出増を目指しつつ同時に外国直接投資の拡大にも取組んでいる。外国直接投資の拡大推進は、産業・商業・供給省及びネパール投資委員会事務局（Office of Investment Board Nepal。以下、「OIBN」）により担われているが、両組織とも、法整備の遅れや制度の一貫性不足、複数機関間の調整能力の不足が課題となっていることから、海外投資家が不利益を被るケースも散見されている。

かかる状況を踏まえ、JICA では 2014 年から外国投資アドバイザーを派遣し、ネパールへの外国直接投資受入れ環境改善に取組んできた。アドバイザー派遣により外国投資受入れ先としてのネパールの認知度向上には一定程度の成果を残したものの、外国投資誘致の政策立案・実施、投資管理・促進の枠組み構築、PPP プロジェクトの適切な実施管理、日本企業を含む外国企業への情報提供等にかかる OIBN の能力強化については引き続き協力の余地が残されている。

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

### 3. 期待される成果

本業務は、投資環境整備に係るカウンターパート機関（以下、「C/P 機関」）の能力向上支援を行い、ネパールへの投資促進にかかる課題や施策が整理・共有される

ことにより、ネパールの外国直接投資及び PPP 促進のための OIBN の能力・機能の強化ことを目的とする。本業務従事者は、OIBN を C/P 機関、産業・商業・供給省等を主要な関係機関とし、C/P 機関及び関係機関との協議・連携を密に行うことが求められる。

#### 4. 業務の内容

##### (1) 準備業務

###### 1) 第1次現地渡航前

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ネパール政府作成の関連報告書等を参照し、ネパールの投資環境の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力の概要を把握・分析する。
- ② ①を踏まえてワークプラン（英文）を作成し、JICA ネパール事務所と内容を調整した上で、JICA ネパール事務所に提出する。

###### 2) 第1次渡航帰国後～最終現地渡航前

- ① 每次渡航からの帰国後に、現地業務期間にかかる業務結果報告書（和文及び英文）を JICA ネパール事務所に提出する。
- ② 每次渡航前に、次回現地業務期間に係るワークプラン（和文及び英文）を作成し、JICA ネパール事務所に提出する。

##### (2) 現地業務

第1～10次渡航期間の間に、下記の業務を実施する。

###### 1) 現地業務計画の確認

- ① 每次の現地業務開始時に、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 每次の現地業務終了時に、現地業務結果報告書（英文）を C/P 機関に提出し、報告する。

###### 2) ネパールへの外国投資誘致のための政策の立案・実施、関係機関との連携による統合的な投資管理・促進の枠組み構築等にかかる OIBN の能力強化

- ① OIBNに対し、外国投資誘致のための外国投資政策の立案・実施に係る助言・技術移転を行う。
  - ② 外国からの投資が統一的、体系的かる透明性のある枠組みで管理・促進されるようOIBNに対し助言を行う。
  - ③ 産業・商業・供給省との連携のもと、統合的な投資承認手続き及びシステムを確立すべくOIBNに助言し、同手続き運用に係る経済特区庁との協力可能性を検討する。
  - ④ インフラ、観光、農業、エネルギー、ICT等の優先分野を対象とした、分野別の投資促進戦略を策定する。
  - ⑤ OIBNによる投資関連法のギャップ分析及び規制影響評価を支援し、法制度及び政策改革に関する提言を行う。
  - ⑥ 税制上の優遇措置、規制簡素化、土地利用政策等の分野における、国際的な優良事例を照会し、ネパールにおけるそれらの導入可能性を評価する。
- 3) PPPプロジェクトの設計・評価・実施等、各プロセスにおけるOIBNの能力強化
- ① PPPプロジェクトの契約交渉、契約締結、実施において、OIBNに助言し支援する。
  - ② OIBNによるPPPプロジェクトの準備、評価及び選定に際し、指導と知見を提供する。
  - ③ PPPプロジェクトの財務モデル、財務予測及びコスト再構築に関してOIBNに助言し、プロジェクト実施に伴う財務・経済リスクの分析を支援する。
  - ④ PPPプロジェクトの設計、財務・経済分析、費用便益分析、投資リスク分析等に關し、OIBNの能力を強化すべく、組織内研修を実施する。
  - ⑤ 投資保護条項等の紛争解決メカニズムを含め、リスク軽減のための仕組み開発を支援する。
- 4) 日本企業を含む外国企業のネパール進出を促進するための参考情報提供にかかるOIBNの体制・能力強化
- ① 投資促進資料の作成または改訂、日本を含む海外の潜在的投資家を対象とした投資促進セミナー開催に際して、OIBNに対し、助言及び技術移転を行う。
  - ② 既存の法令及び規制文書をレビューし、ネパールへの投資を容易にする観点

で必要な修正について OIBN に提案する。

- ③ ネパールへの投資や事業展開を検討している海外企業（日本企業を含む）に対し、報告書形式で、ネパールの投資・ビジネス環境に関する情報を提供するよう、OIBN を支援する。
- ④ OIBN の投資促進活動を支援し、必要に応じて、ワンストップサービス等に関する助言を行う。

5) 現地業務結果の報告及び次期現地業務計画の確認

- ① 每次の現地活動終了時に、今次現地業務結果及び次期渡航時業務計画について C/P 機関に報告する。
- ② ①の後、C/P 機関のコメント等を受けて修正された内容を JICA ネパール事務所に報告する。

（3）整理業務（最終現地渡航帰国後）

- ① 専門家業務完了報告書（和文及び英文）を JICA ネパール事務所に提出し、他関係部署（南アジア部、経済開発部）を含め、報告を行う。

特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	PPP プロジェクト実施管理にかかる OIBN の能力強化を目的とした組織内研修実施に関し、OIBN の理解レベルに応じた内容となるよう提案する。また、講義形式のみならず実習形式を含める等、より効果的な内容となる提案をする。	(2) (3) (4)
2	日本企業を含む外国企業を対象としたネパール進出促進のための情報提供に関し、特に日本企業への情報提供を想定し、進出企業の関心を的確に捉えた内容とし、より	(2) (4) (1)及び(3)

	多くの対象者がアクセスできる公開方法等を提案する。	
--	---------------------------	--

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	民間セクター開発、外国投資、PPPに係る各種業務
対象国及び類似地域	ネパール及び全途上国
語学の種類	英語

## 5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン（※1）	業務開始より 15 日以内（全体） および各渡航開始時	JICA ネパール事務所	1 部	日本語	簡易製本 電子データ
		C/P 機関	1 部	英語	簡易製本 電子データ
現地業務結果報告書（※2）	各渡航期間終了時	JICA ネパール事務所	1 部	英語	簡易製本 電子データ
		C/P 機関	1 部	英語	簡易製本 電子データ
専門家業務完了報告書（※3）	契約履行期限末日	JICA ネパール事務所	1 部	日本語	簡易製本 電子データ
		JICA 南アジア部	—	日本語	電子データ

※1 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的な内容（案）などを記載。

※2 現地業務期間中に実施した業務内容を関係者と共有するために作成。業務結果に加え、次回渡航時の活動計画（案）についても記載。

※3 C/P と協働して作成した外国投資促進のための参考資料やアクションプラン等についても参考資料として添付。

## 6. 業務上の特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

「4. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「1. 担当業務、格付、期間等」の「(5) 業務人月」に記載の数値を上限とします。

なお、概ね 10 月上旬から下旬にかけて C/P 機関を含むネパール政府公官庁職員の多くが休暇に入るため、現地業務 7 期間については 10 月を除いた期間で提案してください。(休暇の時期は年によって多少前後します。)

#### ② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

アシスタント兼ネパール投資情報収集の役割として、現地で JICA ネパール事務所が 1 名備上することとします。

### (2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA ネパール事務所から配付しますので、  
np\_oso\_rep@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
- ネパール国外投資アドバイザー業務完了報告書（2014～2019 年）
  - ネパール国外投資アドバイザー業務専門家業務完了報告書（2023～2025 年）
  - ネパール投資ガイドブック（2024 年 9 月、JICA 外国投資アドバイザー作成）

## 7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル、見積書の提出期限日	2026年 1月 7日 12時まで
2	評価結果の通知日	2026年 1月 19日まで

## 8. 応募条件等

### (1) 参加資格のない者等：特になし

(2) 必要予防接種：特になし

## 9. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。[\(https://partner.jica.go.jp/\)](https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

◆ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の  
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

◆ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載  
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めています。

## 10. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- |                  |      |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針      | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点  |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- |                |      |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験      | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点  |
| ③ 語学力          | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等    | 16 点 |

(計 100 点)

## 11. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

### （1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

### （2）臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費については、JICA ネパール事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。合計で約 300 万円程度を想定していますが、変更が生じる可能性があります。

- 車両関係費
- セミナー等開催費
- 国内出張にかかる旅費・交通費
- 資料等翻訳費・雑費
- 雜費（現地活動にかかる携帯電話通話料やインターネット使用料等）

\* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

### （3）便宜供与内容

- ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

- ウ) 車両借上げ：第1次渡航の到着時のみ、便宜供与あり。第2次渡航時以降はネパール事務所より臨時会計役を委嘱し、本コンサルタントが手配。
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：第1次渡航開始時のC/P期間との協議のみ、JICAネパール事務所がスケジュールを調整及び同行します。
- カ) 執務スペースの提供：C/P機関の執務スペース提供あり

## 12. 特記事項

### (1) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12カ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(1)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13カ月以降）：契約金額の13%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25カ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

### (2) 部分払いの設定<sup>1</sup>

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年度（2027年2月頃）
- 2) 2027年度（2028年2月頃）

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況につ

---

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

いては、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることが出来ます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上

別紙

**案件概要表**

作成年月日：2025年12月1日

業務主管部門名：ネパール事務所

**1. 案件名**

国名：ネパール

案件名：(和名) 投資開発

(英名) Investment Development

**2. 事業の背景と必要性**

(1) 当該国における民間セクター開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ネパールは、新型コロナウイルス感染症拡大前まで過去10年間、年平均5%程度で安定的に成長を続けてきたが、1人当たりGNI(ドル換算額)は1,470ドルと、他の南アジア諸国(スリランカ3,860ドル、バングラデシュ2,820ドル、インド2,650ドル、パキスタン1,430ドル)と比較して低位にとどまっている(世銀、2024)。ネパールの国内産業を見ると観光業を含むサービス業(GDP比約62.9%)と農林水産業(同比約24.6%)が大きな比重を占めている(ネパール中央銀行、2023/24年度暫定値)。一方、外国直接投資(FDI)は155百万ドル/年と他の南アジア諸国(インド27,140百万ドル、パキスタン2,726百万ドル、バングラデシュ1,508百万ドル、スリランカ761百万ドル)と比べて低い水準にある(世銀、2024)。

ネパールは中国とインドに四方を囲まれた内陸国であり、平野部から中山間地帯、山岳地帯、高山地帯等、国土全体で起伏が大きい不利な地理的条件やインフラの未整備等により、海外からの直接投資が停滞し、観光業を含むサービス業以外での雇用吸収力や国際競争力の高い基幹産業の発展が妨げられている。こうした状況を受け、若年層の多くが海外に出稼ぎに出ており、海外送金はGDP比25.3%に上る(世銀、2024年度)。今後、海外からの帰国労働者や国内の人口増加により国内の雇用需要が上がることが想定され、国内産業を育成・多角化することで、特定産業や海外送金に依存した経済構造から脱却する必要がある。また、国内産業の育成・多角化にあたっては、外国直接投資等を通じた海外からの資本流入・技術移転の促進、官民連携(PPP)モデルを活用した国内外の民間投資導入による公共インフラ開発が必要とされている。

上記の状況下、ネパール政府は第16次5カ年計画(2024/25-2028/29年度)において、中長期的には国内産業を育成し、国内雇用の創出増を目指しつつ同時に外国直接投資の拡大にも取組んでいる。外国直接投資の拡大推進は、産業・商業・供

給省及びネパール投資委員会事務局（Office of Investment Board Nepal。以下、「OIBN」）により担われているが、両組織とも、法整備の遅れや制度の一貫性不足、複数機関間の調整能力の不足が課題となっていることから、海外投資家が不利益を被るケースも散見されている。

かかる状況を踏まえ、JICAでは2014年から外国投資アドバイザーを派遣し、ネパールへの外国直接投資受入れ環境改善に取組んできた。アドバイザー派遣により外国投資受入れ先としてのネパールの認知度向上には一定程度の成果を残したものの、外国投資誘致の政策立案・実施、投資管理・促進の枠組み構築、PPPプロジェクトの適切な実施管理、日本企業を含む外国企業への情報提供等にかかるOIBNの能力強化については引き続き協力の余地が残されている。

## （2）民間セクター開発に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対ネパール国別開発協力方針（2021年9月）では、基本方針「後発開発途上国からの脱却を目指した持続的かつ均衡のとれた経済成長への支援」を実現するため、重点分野「経済成長及び貧困削減」を構成する開発課題のひとつとして「民間セクター開発及び産業活性化にかかる人材育成」を位置付け、「投資開発」（以下、「本案件」）を含む「民間セクター開発プログラム」を設定している。また、JICA国別分析ペーパー（2020年8月）では、重点分野「経済成長や国民生活の改善に直結する社会・経済基盤整備（「インフラ整備」）」を構成する開発課題の一つとして「民間セクター開発」を位置付けている。さらにJICAグローバルアジェンダ「民間セクター開発」において、「アジア投資促進・産業振興」を重点クラスター事業戦略の一つとし、「民間企業が成長するための外部環境（産業・投資政策及びビジネス環境）の整備および金融アクセス、市場アクセスを改善する」ことを到達目標として設定している。

ネパールでは、観光業を含むサービス業及び海外送金に依存した経済構造から脱却するために国内産の育成が重要であることから、JICAとしては、国内産業の育成・振興を目標として「投資・ビジネス環境整備及び産業人材育成」を支援することとしている。本事業では、投資・ビジネス環境整備に焦点をあて、過去にOIBNに派遣した外国投資アドバイザーの成果を引き継ぎつつ、これまでOIBNへの専門家派遣を通じて日本企業を含む外国企業に対する問い合わせ対応や投資セミナー開催、ネパール投資情報の発信、投資受入体制整備等の支援を行ってきたが、本事業では、これまでの専門家派遣の成果を引き継ぎつつ、外国直接投資及びPPP促進のためのOIBNの能力・機能の強化を支援することとする。

併せて、2024年末には日本在住人口が23.3万人に達し、近年存在感を高めている在日ネパール人に注目し、日本への留学や出稼ぎから帰国したネパール人材（還流

人材)などを活用し、日・ネパール関係の強化と日本からの外国投資の促進を支援することも重要である。

### （3）他の援助機関の対応

OIBN では PPP 制度の推進や大型事業投資促進活動について英國国際開発省 (Department for International Development。以下「DFID」という) や世界銀行等から支援を受けている。英國の Commonwealth Development Corporation (CDC) は 2019 年にネパール出資一号案件として地場インターネットプロバイダの World Link に出資している。

## 3. 事業概要

（1）プロジェクトサイト／対象地域名：ネパール全土

（2）事業実施期間：2026 年 2 月～2028 年 2 月(計 24 か月)

### （3）事業実施体制

実施機関：ネパール投資委員会事務局 (Office of Investment Board Nepal)

関係機関：産業・商業・供給省

本案件専門家は、OIBN 局長レベルをカウンターパートとし、政策決定や関係機関との調整、PPP 促進、潜在的投資家への情報提供等にかかる助言を行う。OIBN の年間予算は、188 億ネパールルピー(約 480,000 千円)(2024/25 年度)、職員構成はネパール政府職員 20 名、コンサルタントスタッフ 25 名強の構成。

## 4. 事業の枠組み

### （1）成果

成果 1：

ネパールへの外国投資誘致のための政策の立案・実施、関係機関との連携による統合的な投資管理・促進の枠組み構築等にかかる OIBN の能力強化が図られる。

成果 2：

PPP プロジェクトの設計・評価・実施等、各プロセスにおける OIBN の能力強化が図られる。

成果 3：

日本企業を含む外国企業に対してネパールでの投資や事業展開に関する参考情

報が提供され、日本企業を含む外国企業のネパール進出が促進される。

## （2）主な活動

### 成果1：

- (1) OIBNに対し、外国投資誘致のための外国投資政策の立案・実施に関する助言・技術移転を行う。
- (2) 外国からの投資が統一的、体系的かつ透明性のある枠組みで管理・促進されるようOIBNに対し助言を行う。
- (3) 産業・商業・供給省との連携のもと、統合的な投資承認手続き及びシステムを確立すべくOIBNに助言し、同手続き運用にかかる経済特区庁との協力可能性を検討する。
- (4) インフラ、観光、農業、エネルギー、ICT等の優先分野を対象とした、分野別の投資促進戦略を策定する。
- (5) OIBNによる投資関連法のギャップ分析及び規制影響評価を支援し、法制度及び政策改革に関する提言を行う。
- (6) 税制上の優遇措置、規制簡素化、土地利用政策等の分野における、国際的な優良事例を紹介し、ネパールにおけるそれらの導入可能性を評価する。

### 成果2：

- (1) PPPプロジェクトの契約交渉、契約締結、実施において、OIBNに助言し支援する。
- (2) OIBNによるPPPプロジェクトの準備、評価及び選定に際し、指導と知見を提供する。
- (3) PPPプロジェクトの財務モデル、財務予測及びコスト再構築に関してOIBNに助言し、プロジェクト実施に伴う財務・経済リスクの分析を支援する。
- (4) PPPプロジェクトの設計、財務・経済分析、費用便益分析、投資リスク分析等に関し、OIBNの能力を強化すべく、組織内研修を実施する。
- (5) 投資保護条項等の紛争解決メカニズムを含め、リスク軽減のための仕組み開発を支援する。

### 成果3：

- (1) 投資促進資料の作成または改訂、日本を含む海外の潜在的投資家を対象とした投資促進セミナーの開催に際して、OIBNに対し、助言及び技術移転を行う。
- (2) 既存の法令及び規制文書をレビューし、ネパールへの投資を容易にする観点で必要な修正についてOIBNに提案する。
- (3) ネパールへの投資や事業展開を検討している海外企業（日本企業を含む）に対

し、報告書形式で、ネパールの投資・ビジネス環境に関する情報を提供するよう、OIBNを支援する。

(4) OIBNの投資促進活動を支援し、必要に応じて、ワンストップサービス等に関する助言を行う。

以 上